



令和 8 年度
西原町職員採用候補者試験案内
(行政職・現業職)

【受 付 期 間】 令和 8 年 8 月 3 日 (月) ～8 月 16 日 (日)

【第一次試験日】 令和 8 年 9 月 20 日 (日)

【申 込 方 法】 インターネット申込のみ

1 職種区分、採用予定人員及び職務内容

職 種 (試験区分)	採用予定 人 員	職 務 内 容
行政職 (初級)	若干名	町長部局、教育委員会等において、それぞれの行政事務に従事します。
行政職 (上級)		
行政職 (行政実務経験者)		
現業職 (調理員)	若干名	町長部局、教育委員会等において、調理に関する現業業務に従事します。

※採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。
試験の結果、合格者がいない場合もあります。

2 受験資格

(1) 各職種の受験資格は次の通りです。

No	職 種 (試験区分)	受験資格
1	行政職 (初級)	①平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ②学校教育法による高等学校若しくは短期大学を卒業した者 (令和 9 年 3 月卒業見込み含む) 又はこれと同等の学力を有すると認められる者 ※行政職 (上級) の受験資格を持っている者を除く
2	行政職 (上級)	①平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ②学校教育法による 4 年制大学を卒業した者 (令和 9 年 3 月卒業見込み含む) 又はこれと同等の学力を有すると認められる者

3	行政職(行政実務経験者)	①昭和56年4月2日以降に生まれた者 ②学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者。 ③国や行政機関において行政事務に係る職務経験が令和3年4月1日から令和8年7月31日までのうち通算2年以上ある者 ※育児休業、休職等で休んでいた期間は含みません。 ただし、産前産後休暇期間は含みます。
4	現業職	①昭和56年4月2日以降に生まれた者 ②学校教育法による高等学校以上を卒業した者（令和9年3月卒業見込み含む）又はこれと同等の学力を有すると認められる者 ③調理師の免許を取得している者で、中型免許（令和9年3月末までに取得見込み者含む）又は平成19年6月1日以前に普通免許を取得している者（※AT免許除く）

(2) 住所要件

沖縄県内の市町村に住民登録がある者又は住民登録をしたことがある者

(3) 次のいずれかに該当するものは、受験できません。

○日本の国籍を有しない者

○地方公務員法第16条に該当する者

ア．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ．西原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続

【受付期間】

令和8年8月3日（月）13時00分～令和8年8月16日（日）23時59分

※インターネットによる申込のみです※

○西原町ホームページ内の申込み専用サイトリンクにアクセスしてください。

No	職種（試験区分）	QRコード及びURL
1	行政職（初級）	
2	行政職（上級）	

3	行政職（行政実務経験者）	https://logoform.jp/form/MwkH/1697014
4	現業職	

【留意事項】

- ① インターネットに要する通信料などの費用は、受験者の負担となります。
 - ② 受験申込は一人1回限りとなります。
 - ③ 申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより、申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって申込手続きを行ってください。
 - ④ 顔写真は申請者本人のみを撮影したもので3ヶ月以内に撮影されたものです。正面、無帽、無背景で、メガネのレンズに光が反射していないか確認してください。
- ※その他、添付が必要な書類
- ・学歴が分かるもの（例）最終学歴の卒業証明書又は卒業証書の写し
 - ・資格や免許が分かるもの（例）免許証の写し、資格の合格証書の写し等
- ⑤ 予見できないシステムトラブルについての責任は一切負いません。
 - ⑥ 原則、一度提出した申込書の修正はできません。（申し込みの際は、必ずご確認ください。）
 - ⑦ 受付期間中にシステムの保守・点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。

4 試験の方法及び内容

試験は第一次、第二次及び第三次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について実施し、第三次試験は第二次試験の合格者について実施します。

（1）日時等

職 種 (試験区分)	第一次試験		第二次試験	第三次試験
	令和8年9月20日（日）		令和8年10月27日（火） 令和8年10月28日（水）	令和8年11月28日（土） 令和8年11月29日（日）
	試験会場：西原町役場			
行政職 (初級)	教養試験 10:00～12:00 事務適性検査 12:30～12:40	【全職種共通】 ・個別面接 ※第一次合格者の人数によっては、集団面接に変更する可能性があります。 詳細は、第一次合格通知にてお知らせします。		【全職種共通】 ・個別面接
行政職 (上級)	教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:30～15:30			
行政職 (行政実務経験者)	職務能力試験 10:00～11:00 職務適応性検査 11:30～11:50			
現業職	教養試験 10:00～12:00 業務適性検査 12:30～12:50			

《第一次試験の注意事項》

- ① 当日はHB鉛筆、消しゴム、身分証等を必ず持参してください。
- ② 受験票は、当日、身分証等を確認後に配布します。
- ③ 受験者は9時10分に受付開始、9時40分までに試験会場に着席とします。
- ④ 試験開始10時00分以降の入室は認めません。
- ⑤ 試験中はスマートフォン等の通信機器及び電子計算機、電子辞書等の使用は禁止です。
- ⑥ 当日、暴風警報が発令された場合は、試験実施を令和8年10月18日（日）に延期します。その際は、西原町ホームページにてお知らせします。

5 合格発表

合格者について西原町役場敷地内告示板に掲示及びホームページに掲載するほか、合格者に通知を行います。

一次試験合格発表：令和8年10月5日（月） 予定

二次試験合格発表：令和8年11月2日（月） 予定

6 合格から採用まで

- （1）三次試験合格者は、職員採用候補者名簿に登載されます。登載は採用を約束するものではありません。名簿の有効期限は、名簿登載の日から1年間です。
- （2）採用者は、名簿登載者の中から決定されます。
- （3）原則、令和9年4月1日付の採用を予定しています。ただし、同日より前に採用されることもあります。
- （4）令和9年3月31日までに各要件が満たない場合には、合格を取り消します。
- （5）令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、こどもと接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、職種によっては、最終合格後、任命権者による採用手続の過程において、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認しますので、ご承知おきください。（「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。）

7 給与・勤務条件等

- （1）採用時における給料額は、おおむね次のとおりです。
※職務経験年数等に応じて一定の基準で加算調整が行われます。
また、扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じて支給されるほか、期末勤勉手当が支給されます。

表 基本給の金額

職種	学歴区分	新卒程度 19 歳～23 歳	職務経験 5 年程度 24 歳～28 歳	職務経験 10 年程度 29 歳～33 歳	職務経験 15 年程度 34 歳～38 歳	職務経験 20 年程度 39 歳～43 歳
行政職	大学卒程度	232,000円	256,900円	287,200円	310,500円	356,400円
	短大卒程度	211,600円	240,900円	266,100円	296,900円	320,600円
	高校卒程度	200,300円	230,400円	256,900円	287,200円	310,500円
現業職	高校卒程度	198,200円	227,400円	252,200円	278,900円	301,000円

(2) 勤務時間等について

勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分（1日7時間45分）の週5日勤務で、土・日曜日及び祝日は休みです。休暇には、年次有給休暇（1年に20日）のほか、各種休暇等が付与されます。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

(3) 条件付採用について

地方公務員法の規定により、採用後6か月間は条件付採用となります。この間の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

『注意事項』

- 災害等により、試験の日時、試験方法等を変更する場合があります。
- 新型コロナウイルス、インフルエンザ等に罹患している方又は37.5度以上の発熱や咳などの風邪症状がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日は受験できません。なお、これを理由とした試験の再実施は予定しておりません。

問い合わせ先

西原町役場 総務部総務課 職員係

T E L : 098-945-5011 (3203)